

はじめに

緒言

調査概要

調査結果

市民会館の活用実績と閉館後の保存活用の検討経緯

資料編

IV市民会館の活用実績と閉館後の保存活用の検討経緯

4-1. 市民会館の活用実績

4-2. 閉館後の保存活用の検討経緯

はじめに

4-1. 市民会館の活用実績

緒言

旧市民会館は、1966年に開館した。開館以降、年間約12万人の利用があり、累積利用者数は約4400万人にのぼる。これまで、数多くの音楽や演劇の鑑賞のみならず、都城市の節目ごとの記念式典、成人式等、様々な催し事の会場として利用されてきた。また、開館式典の石原慎太郎氏をはじめ、美空ひばり氏、矢沢永吉氏、郷ひろみ氏など数多くの著名人も旧市民会館を訪れている。

調査概要

調査結果

市民会館の活用実績と閉館後の保存活用の検討経緯

旧市民会館の大ホールは、主に、音楽、大会・講演会、演劇等の用途のために利用されてきた。総じて、利用者数が減少している傾向が見受けられる。

資料編

旧市民会館は、結婚式場としても利用され、控え室、着付け室、食堂なども有していた。これまでに4258組が挙式している。挙式数の変遷を示している。挙式数は1971年以降、年々減少している。これは、民間式場の増加、披露宴の内容が変化したこと等による。1980年の減少は、結婚式場の収容人数を70人から150人へと拡大するための改修工事により、休館していたためである。結果的に、1992年に結婚式場は閉鎖し、会議室として活用されることとなった。

会議室は利用日数、利用回数ともに、1966年から1968年までは増加傾向にあるが、1969年に福祉開館が開館したことにより、1969年以降は減少している。また1972年に見られる、利用日数、回数の減少は、夜間の使用が禁止されたことによる。1978年の減少は、商工会議所や中央公民館など市民の利用できる会議室が増加したこと、消防法改正による改修工事のため2ヶ月間休館したこと等の影響による。1992年の利用日数、利用回数の急増は、結婚式場の閉鎖に伴い、披露宴会場等を会議室へ変更したことによる。

以上より、会議室を除いて、ホール、結婚式場の利用者数に減少の傾向が見られた。結婚式場の場合、同様な用途を持つ施設の増加が一つの原因であった。会議室の利用者数が一時期減少していたことも、同

様の理由による。

参考：「市政のあゆみ」都城市、「都城市民会館の保存経緯実態」九州工業大学工学部建設社会工学専攻真田匠修士論文

4-2. 閉館後の保存活用の検討経緯

旧市民会館は、市政40周年を記念し1966年に開館、40年間都城市の芸術文化の拠点として利用されてきた。2006年に都城市総合文化ホールの開館にともない解体が市議会で議決されたが、南九州学園が20年間無償借り受けを申し出て、解体が中止された。しかし、大学施設として再利用するにあたり予想以上の工事費が必要となることが判明、約10年間未利用のまま放置されることになり、2018年、借用期間を半分に短縮して都城市に旧市民会館の建物を返還することとなった。都城市は、以前の解体の議決から10年経過したため、市民の意向を再確認した後に、建物の再利用もしくは解体を2018年8月頃までに方針を決定することを発表した。都城市は市民のアンケートと民間からの活用の提案を2018年4月から3ヶ月受ける予定で進めているが、その方針決定の根拠とした南九州学園がとりまとめた検討報告書では、〈完全保存 35-50億円〉〈部分保存 15-40億円〉〈民間貸与 0.5億円+α〉〈再生建築(復元) 10-20億円〉〈無形保存(解体記録保存) 1.9-2.4億円〉からの選択となっている。地方都市の財政状況は非常に厳しく、この報告書を下に、都城市は、民間が主体となった活用案が示されなければ、旧市民会館の活用再生は困難であるとの見解に至った。

都城市は、この見解を携え、2018年3月に、菊竹建築設計事務所、日本建築学会、ドコモモジャパン事務局及び国立近現代建築資料館等を訪問し、これまでの経緯を説明し、今後の進め方について意見を求めた。

日本建築学会では、南九州学園の報告書の試算は、耐震診断を実施すれば、現実的な再生コストと乖離している可能性も否定できないと考え、日本の近現代建築に大きな影響を与えたこの建築のより詳細な調査を実施し、再生の可能性を示す必要があると判断。都城市に対し、より専門的な見地から検討した内容を示して民間事業者の公募を行うために、最終的な判断のスケジュールの見直しを要請し、都城市はこれを受諾した。

これを受けて、日本建築学会では、急遽、特別委

員会を組織し、歴史意匠、計画、法規、構造、防火、施工、コストの各面から調査研究し、再生活用の提案と助言を行った。しかし結果的に活用申請事業者は現れず解体が決定した。

1 当初の解体決定 (H16～H19.9)

(1) 都城市民会館存続問題の検討

旧市民会館は、開館以来、芸術文化の拠点施設として数多くの催しが行われ、市民の文化度の向上に寄与してきたが、平成18年10月の総合文化ホールの開館に伴い、その役割は終了することとなり、平成19年1月から休館とした。

閉館後の活用については、平成16年度に庁内職員で構成された「都城市民会館管理運営対策プロジェクトチーム」が出した中間報告について、広く市民の意見を聞くため「都城市民会館存続問題市民懇話会」を開催したほか、平成18年度には市内15地区で「市民会館存続問題意見交換会」を開催した。また、市民4千人を対象に、存続・解体についてのアンケート調査を実施し、82.9%が維持費等の経費も要するため施設の解体もやむ無しとする意見となった。

H16～ 都城市民会館管理運営対策プロジェクトチーム発足

H17.07 都城市民会館存続問題市民懇話会 / 都城市民会館存続問題意見交換会

H17.12 都城市民会館管理運営対策PT報告

H18.03 都城市民会館を守る会(民間)が発足

H18.10 都城市総合文化ホール開館

H18.12 都城市民会館の存続・解体についての市民アンケート

(2) 都城市民会館の廃止

平成19年2月に旧市民会館を解体する方針を決定、同年3月市議会に「都城市民会館条例を廃止する条例」(平成19年4月1日施行)議案が提案され、議決を受けて正式に閉館となった。

H19.01 都城市民会館休館

H19.02 都城市は、都城市民会館の解体を発表

H19.03 閉館(4.1廃止条例施行)

はじめに

緒言

調査概要

調査結果

市民会館の活用実績と閉館後の保存活用の検討経緯

資料編

はじめに	<p>H19.09 解体費補正予算可決 H19.09 都城市民会館再生利用に関する請願 / 否決 2 南九州学園からの貸与要望から返還申</p>	<p>が、成果を得ることができなかった。この間、都城市議会においては、南九州学園の約束不履行を問う質問が幾たびもなされた。</p>
緒言	<p>出まで (H19.10 ~ H29.12)</p>	<p>H23.05 旧市民会館活用に向けた南九州学園の検討 H26.09 大学教授等への協力依頼</p>
調査概要	<p>(1) 南九州学園からの貸与要望 平成19年9月市議会において、旧市民会館のアスベスト除去を含む解体工事費の補正予算案が可決されたが、同年10月に、宮崎県高鍋町から市内へ南九州大学のキャンパス移転を進めていた学校法人南九州学園（以下「南九州学園」という。）から、「劇場型講堂やサテライトスタジオのように各種行事及びイベント会場として活用するため無償貸与を願いたい。ついては、旧市民会館の改修に要する経費は、都城キャンパス開設補助限度額20億円に含め、補助の対象にしてほしい。アスベスト除去工事等は都城市で実施願いたい」との申し出がなされた。</p>	<p>H26.09.06 宮崎県建築士会都城市民会館ワークショップ H26.11 耐震構造診断の必要性や手法等について示唆を求める。大学より建築構造家を紹介するが進展せず。</p>
調査結果	<p>都城は、同年12月市議会に、旧市民会館の解体経費を減額した補正予算案及び旧市民会館を同学園に20年間無償で貸与する議案等を提出し、相当の議論を経て、可決された。</p>	<p>H27.11 都城市が大学等へ概算の改修経費の算出について協力依頼。算出に至らず。 H28.01.30 都城市市長が文化庁近現代建築資料館にて開催「建築のこころ アーカイブズにみる菊竹清訓」展を視察。</p>
市民会館の活用実績と閉館後の保存活用の検討経緯	<p>H19.10 南九州学園が貸与要望を提出 H20.04 アスベスト除去工事 ~ H20.08 H20.12 南九州学園に20年間無償貸与を議決 H21.03 都城市と使用貸借契約を締結 ~ H41.03.31 までの契約</p>	<p>H28.05 日本建築学会情報設計小委員会の提案。コンペ作品の可能性を検討。</p>
資料編	<p>(2) 旧市民会館活用の検討 同時期に、南九州学園では都城キャンパスの新研究棟建設と既存建物改修に着手しており、大学建設に係る補助金の全額をキャンパス開設費に充当したため、要望時の約束であった旧市民会館の改修に至らなかった。</p>	<p>(3) 南九州学園からの旧市民会館返還申出 このような状況が長く続いた後、南九州学園は、建設コンサルタントに対し、「旧都城市民会館の今後のあり方検討業務」を委託し、検証を行っている。その中間報告を受けて、旧市民会館の老朽化が一層進行し、同学園が自ら活用することは困難と判断し、①旧市民会館を返還したい。②都城市及び市民の皆様へ謝罪したい。③社会的責任を果たすために、返還後の都城市の対応に協力する。④返還後の都城市の対応に対し、協力金を支払う、ことを条件に、都城市に旧市民会館の返還を申し出た。</p>
	<p>その後、南九州学園は、旧市民会館利用検討委員会を設置し、活用方策の検討を進めたものの、改修方法・費用の調達など課題が大きく、結論には至らなかったため、都城市においても、度々、南九州学園と協議を重ねるとともに、知見を有する大学教授等に保存活用の可能性について示唆を求めた。しかし、不特定多数の者が出入りする活用を行うのであれば、耐震改修は不可欠との理解から検討を進めた</p>	<p>H29.12 南九州学園からの返還の申し出 H30.02 建設コンサルタントからの業務報告書の提出</p> <p>3 返還申出の受諾から解体方針の決定まで (H29.12 ~ H30.4)</p> <p>(1) 南九州学園からの旧市民会館返還申出受諾の方針 都城市は、南九州学園からの返還の申出を受けて、対応を協議し、①老朽化が進み、リスクも顕在化し、不安が増大してきている。②建設コンサルタントに</p>

よる検討の結果、改修には多額の費用を要することが判明し、学園で対応できる範囲を超えている。③謝罪と、今後の都城市の対応に協力金の支払を申し出るなど、学園の誠意を認める。④旧市民会館を放置し続けることは社会的に問題である、として、返還の申出を受け入れる方向とした。

H29.12 南九州学園からの返還の申し出を容認

(2) 南九州学園の謝罪と旧市民会館返還申出の受諾

平成29年12月に、南九州学園の理事長は、都城市議会全員協議会で、学園のこれまでの計画の甘さを認め、反省と謝罪の意を表明するとともに、旧市民会館を都城市に返還したい旨を正式に表明した。都城市は、南九州学園からの旧市民会館の返還により、解体を判断した平成19年当時の原点に戻り、基本的には、「都城市が自ら保存活用することは依然として困難であり、旧市民会館は解体せざるを得ない」との考え方に立ちつつ、今後の方針を、①平成19年の解体予算可決という市議会の意思を尊重する、②人口減少対策、子ども子育て支援などの優先すべき政策課題が山積している。都城市のみで、旧市民会館の保存費用を負担することは極めて困難である、③アイデアのみの主張に応じることはできない、④民間企業等による保存活用の財源の確保に目算のある提案があれば、それを尊重して判断する、と公表した。

H30.03 南九州学園の謝罪

H30.03 都城市の基本方針（市議会全員協議会で表明）

(3) 旧市民会館返還後の進め方の公表

都城市は、今後の手続きとして、①市民アンケートを再度実施し、市民の意見を尊重する、②民間企業等からの財源確保に目算のある提案を公募し、実現性を判断する、③実現性の高い保存活用案があれば採択する、④採択できる保存活用案がなければ解体し、その記憶・記録を模型や映像等で伝承していく、という方針を公表した。

H30.03 都城市の対応方針公表

(4) 日本建築学会等への状況説明

都城市は、菊竹建築設計事務所のほか、同事務所

の勧めで、ドコモモジャパン事務局、文化庁国立近現代建築資料館、環境システム研究所及び日本建築学会を訪問し、①平成30年4～5月に市民アンケートを実施、②同年4～6月に民間提案を受付、③同年8～9月に方針を決定・議会で説明、という工程を示して、都城市の考え方を説明した。日本建築学会からは、「より専門的な見地から検討した内容を示して、アンケートの実施や民間企業等からの提案を受けるべき」との要請が行われた。

また、同学会は、都城市民会館再生活用計画検討特別委員会を設置し、会長自ら委員長に就任し、各分野の専門家による調査研究に着手され、平成30年6月には報告をとりまとめる方針を表明された。

H30.03 日本建築学会等の関係機関を訪問

H30.04 都城市民会館再生活用計画検討特別委員会を設置

4 建築団体等との調整から解体方針の公表まで (H30.4～H31.2)

(1) 日本建築学会の意向の反映

都城市は、日本建築学会の意向を尊重し、①平成30年4～6月に広報・相談を受付、②同年6～7月に民間企業等からの提案表明を受付、③同年7～8月に民間企業等からの提案を受付、④同年7月に専門的な見地から検討した再生活用案を付して市民アンケートを実施、⑤同年9月に、市民アンケートの結果及び民間企業等からの確実性のある提案内容を踏まえて都城市の方針を決定する、こととし、スケジュールの変更を行った。

また、平成30年5月に、旧市民会館が立地する地元自治会から「旧市民会館の全面解体を求める要望書」が提出された。

H30.04 スケジュールの見直し（1回目）

H30.05 旧市民会館の全面解体を求める要望書（地元自治会）

(2) 日本建築学会特別委員会の報告

日本建築学会は、平成30年6月に日本建築学会特別委員会の報告書を公開した。報告書では、「旧市

はじめに
緒言
調査概要
調査結果
市民会館の活用実績と閉館後の保存活用の検討経緯
資料編

はじめに	<p>民会館は、構造耐力上健全性を有しており、多くの耐力壁や柱に十分な耐力があるため、大規模な耐震改修の必要性はない。」との見解を示し、デベロッパーが所有し、テナントが入居する活用案などのケース毎の概算工事費を提示した。</p>	<p>がある、との強い訴えを受け止めはするが、これまでの経緯、アンケート結果、周辺住民の意向、放置することのリスク等を総合的に考慮すれば、平成31年1月末日以降まで民間提案期間の延長をすることは考えていない、ことを明らかにし、平成30年9月の市議会全員協議会で期間延長の表明を行った。</p>
緒言	<p>H30.06 特別委員会の再生活用計画報告書を公開</p>	<p>これにより、平成30年12月を提案概要の説明期限（提案の概要について、都城市に説明する期限）、平成31年1月末日を民間提案受付期限、同年2月に都城市の最終的な方針表明、同年3月に必要に応じ予算計上することとした。</p>
調査概要	<p>(3) 市民アンケートの実施</p>	<p>H30.09 提案期間を延長(市議会全員協議会で表明) H30.09 スケジュールの見直し(2回目) H30.09 民間提案期間の再延長(募集継続)</p>
調査結果	<p>日本建築学会の報告書が公開されたことを受けて、都城市は、報告書の概要等を添付した上で、市民アンケートを、平成30年7月4日～25日の期間において、満20歳以上の市民から無作為に抽出した4,000人を対象に実施した。結果は、「解体する」と回答した市民が、全体の83.5%を占めた。</p>	<p>(7) 民間企業等からの提案</p>
市民会館の活用実績と閉館後の保存活用の検討経緯	<p>H30.07 旧市民会館に関する市民アンケート結果</p>	<p>日本建築学会は、旧市民会館の保存活用について、責任をもって活用いただける企業等を広く募ることを目的に都城市内でシンポジウムを開催した。このシンポジウムにおいて、日本イコモス国内委員会関係者が「2028年6月に世界遺産登録をめざす」と題し講演を行った。</p>
資料編	<p>(4) 民間企業等からの提案</p>	<p>また、平成30年12月が、提案概要の説明期限であることを踏まえ、日本建築学会から、「関心のある企業数社と交渉中である。」との中間報告が市に対してあったが、結果的には、期限である平成31年1月末日までに、日本建築学会からも、民間企業等からも具体的な提案に至らなかった。</p>
	<p>民間企業等の提案については、提案期限までに参加表明企業1件、相談のあった企業が1件あったが、何れも都城市が採択できるような確実性のある提案には至らなかった。</p>	<p>都城市は、日本建築学会長に確認の上、最終判断の検討を行った。</p>
	<p>H30.08.15 民間企業等からの確実性のある提案なし</p>	<p>H30.11.24 第1回シンポジウム開催(日本建築学会主催)</p>
	<p>(5) 日本建築学会への報告と提案期間の延長の申出</p>	<p>H30.12.16 第2回シンポジウム開催(日本建築学会主催)</p>
	<p>都城市は、市民アンケート及び民間提案の結果について、日本建築学会を訪問し、報告するとともに、財源確保について確実性のある民間企業等からの提案がなければ、解体もやむを得ないと改めて説明した。</p>	<p>H30.12.28 日本建築学会から中間報告 H31.01.31 民間企業等からの提案なし</p>
	<p>日本建築学会からは、「旧市民会館は、世界的にも極めて高く評価され、我が国の近代建築物の中でも貴重な建築物として別格の存在であり、民間提案に関心のある企業等がまだ複数あるので、平成31年1月末日までの提案期間の延長をお願いする」旨の要請があった。</p>	<p>(8) 旧市民会館の解体方針の公表</p>
	<p>H30.08 日本建築学会との協議</p>	<p>平成31年2月5日に、定例記者会見で、市長自ら、①都城市は、旧市民会館問題を重要課題と捉え、約15年もの間、真剣に向き合ってきた、②南九州</p>
	<p>(6) 民間企業等からの提案期間の延長の表明</p>	
	<p>都城市は、日本建築学会からの、関心のある民間企業等が複数あり、引き続き責任を持って自ら民間企業等に働きかけを行なうことで保存活用の可能性</p>	

学園から旧市民会館の返還申出があった時点で、都城市としては、平成19年当時の解体予算可決、という原点(解体方針)に戻ったものと解した、③日本建築学会等の意向を受けて、民間企業等からの活用提案期間を延長して対応したが、民間活用の提案がなかった、④優先すべき政策課題が山積する中、改修保存に市が多額の費用をかけることは、多くの都城市民の意思に沿うものではない、⑤方針決定を先延ばしにすることは、周辺住民の不安を訴える声に応えず、安全管理上の問題も存置することになり、行政のとるべき対応ではない、と説明の上、「旧市民会館の解体は、やむを得ない」と判断し、平成31年度当初予算案に、解体費等を計上すると公表した。

H31.02.05 定例記者会見で市長が都城市の方針を表明

5 解体方針の公表後から解体予算可決まで (H31.2～3)

(1) 国際記念物遺跡会議 (ICOMOS) による危機遺産勧告の発出

都城市が解体方針を公表する前日付けで、国際記念物遺跡会議 (ICOMOS) が、20世紀遺産に関する国際学術委員会 (ISC20C) を通じて、危機遺産勧告を発出した。さらに、日本イコモス国内委員会関係者が、同月12日に宮崎県庁で記者会見を行い、旧市民会館の解体計画が撤回されない場合、世界的な文化遺産が解体の危機にあることを世界に訴える国際的遺産警報(ヘリテージアラート)を出す用意がある、と発信し、国と県にも警告文を発出した旨を公表した。

H31.02.04 危機遺産勧告「都城市民会館取壊しの危機に対する警告」

H31.02.05 定例記者会見で市長が解体方針を表明
 H31.02.12 日本イコモス国内委員会関係者が県庁で記者会見 同日、都城市文化財保護審議会がイコモスの勧告分を議題にするよう口頭で要請

(2) ヘリテージアラートに対する都城市の対応

都城市は、「これまで、日本建築学会等と丁寧に協

議を進めてきた。突然の勧告には戸惑いがある。財源確保ができない以上、解体計画の停止は、納税者である多くの市民の意思に沿うものではないと考える。」との見解を表明した。

都城市は、国と県に対し見解を求めた。国は、「旧都城市民会館が文化財でない以上、コメントしない」旨を都城市に回答し、宮崎県は、「これまでの都城市が長い期間をかけて取り組んできた経緯に鑑み、都城市の方針を尊重する」とコメントした。

H31.02.14 都城市は、国・県に対し、見解を照会
 H31.02.18 解体方針に変更なし、との都城市の見解を表明

(3) 都城市議会への平成31年度当初予算案の提案 / 総務委員会審議

都城市は、予定通り、解体費を含む平成31年度当初予算案を3月定例市議会に提案した。

市議会総務委員会では、多くの報道陣が注目する中、公開(一部非公開)・参考人招致という異例の審議が行われ、南九州学園、日本イコモス国内委員会関係者に対する質疑が行われるとともに、委員による旧市民会館の現地調査が行われた。

日本イコモス国内委員会関係者の「世界遺産になる世界が注目する建築物であり、とりあえず、1～2年、解体を延長できないか」との主張に応じ、委員からは、「都城市は、旧市民会館の文化的価値を精査すべきである」との意見が出ることとなった。

その結果、総務委員会では、委員長を除く、6名の委員のうち5名が修正案に賛成、1名が反対し、解体費等を除く一般会計予算案の修正案が採択された。

H31.02.25 解体費を含む平成31年度当初予算案を3月定例市議会に提案

H31.03.15 都城市議会総務委員会による審議

(4) 都城市議会本会議での平成31年度当初予算案の審議

本会議においては、複数の議員による質疑応答、修正案に賛成反対の立場からの討論等が行われるとともに、総務委員会で採択された予算案の修正案に対して、賛成5名、反対4名の議員の討論が行われた。結果、賛成12名、反対16名で、旧市民会館の解

はじめに

緒言

調査概要

調査結果

市民会館の活用実績と閉館後の保存活用の検討経緯

資料編

はじめに	<p>体費等を除く一般会計予算案の修正案は否決された。その後、予算案の原案（旧市民会館の解体費を含む当初予算案）に対する採択が行われ、賛成20名、</p>	<p>連の経緯を説明し、一地方自治体で保存に責任を持てる範囲には限度をあることを訴え、国等に対し、現実的に貴重な建築物を保存できる仕組みや支援制度の創設に向けて行動されることをお願いした。日本イコモス国内委員会は、国際イコモスに対し、ヘリテージアラートを発出しない方向で調整を進めることとなり、都城市が取り組むメモリアル制作においても、日本建築学会とともに協力をすることになった。</p>
緒言	<p>反対8名となり、予算原案が可決された。 H31.03.19 都城市議会本会議における議決</p>	<p>H31.04.20 日本イコモス国内委員会との意見交換</p>
調査概要	<p>6 建築団体等との調整から解体工事完了まで (H31.2 ~ R2.3)</p>	
調査結果	<p>(1) 日本建築学会への報告</p>	<p>(4) 日本建築学会のメモリアル制作への協力</p>
市民会館の活用実績と閉館後の保存活用の検討経緯	<p>都城市は、解体予算の議決を受けて、日本建築学会会長を訪問し、これまでの経過報告及び旧市民会館を後世に残す取組であるメモリアル制作の協力依頼を行った。</p>	<p>都城市は、日本建築学会等からの旧市民会館を後世に伝えるためのメモリアル制作協力の申し出を受けて、業務委託契約を締結した。</p>
資料編	<p>会長からは、「1月末までを期間とする約束をしていたので、時間切れの感もあるが、これ以上は何かを申し上げるつもりはないと考えている。市議会議員の皆様が議論を尽くして判断した結果は、私としては尊重したい」との話があった。</p>	<p>保存模型は、故菊竹清訓氏設計の建築物の模型を多く手掛けている植野石膏模型製作所に作成いただくことになり、記録報告書及び記録映像は、一般社団法人日本建築学会が主に担うことになった。さらに、記録報告書は、日本イコモス国内委員会も監修という立場で関与することになった。</p>
	<p>さらに、「メモリアル制作については、力を尽くしたい。専門的知見からの調査の実施、記録として留める方法、価値の検証などについて十分考慮して制作していただきたいと考えている」と協力の申し出があった。</p> <p>H31.03.26 日本建築学会への報告</p>	<p>記録報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧市民会館のこれまでの経緯や建物の構造、部材や意匠などの特徴等を記録保存するため、歴史的調査、実測調査、写真記録、史料保存等を行うもの。 <p>記録映像</p> <ul style="list-style-type: none"> 永きにわたり、都城市の文化活動の拠点として市民に親しまれてきた旧市民会館の建物の特徴等を映像化し、後世に伝えるもの。 <p>保存模型</p> <ul style="list-style-type: none"> メタボリズム建築の代表的な作品として世界的にも評価の高い建築物であり、竣工当時を思わせるオリジナルな状態の模型を製作し、その特徴及び功績を幅広く後世に伝えるもの。
	<p>(2) 南九州学園との契約解除合意書</p> <p>都城市と南九州学園は、都城市議会での平成31年度当初予算案の可決を受けて、旧市民会館の返還に関して、正式に合意書を取り交わした。</p> <p>H31.03.27 契約解除合意書の締結</p>	<p>R1.05.20 旧都城市民会館保存模型製作業務委託契約締結（株式会社植野石膏模型製作所）</p> <p>R1.05.22 旧都城市民会館調査記録報告書作成等業務委託契約締結（一般社団法人日本建築学会）※日本イコモスが監修という立場で関与</p>
	<p>(3) 日本イコモス国内委員会との協議</p> <p>日本イコモス国内委員会においては、H30.11にICOMOS 会員へのニュースレターで旧市民会館ヘリテージアラート勧告を告知していた。しかし、危機遺産勧告を発出した際の動きに、違和感や拙速感があるとの意見が一部にあり、都城市に対して意見交換の申し出があった。</p> <p>都城市は、日本イコモス国内委員会に対して、一</p>	<p>R1.05 ~ 10 メモリアル制作に当たって、都城市は、現場調査の受け入れや打ち合わせに加えて、コンクリートの状態等を調査するためにコア抜き作業等を</p>

実施（日本建築学会WGによる現場調査は計15回）

（5）一般市民等見学会の実施

解体工事に着手する前に、旧市民会館に思い入れのある方を対象とした一般向け見学会を開催した。当日は市内外から366名の方が参加し、建物内は、老朽化して危険な箇所もあるため、見学者はヘルメット着用の上、都城市が指定したルートに沿って見学いただいた。

R1.06.23 一般市民等見学会

（6）旧市民会館解体工事契約の締結

都城市は、旧市民会館解体工事請負契約の入札手続きを進め、南星・上村・桜木特定建設工事共同企業が落札したことを受けて仮契約を締結し、令和元年6月の都城市議会に契約議案を提出した。本会議での議決を経て、本契約が成立した。

令和2年3月をもって解体工事完了。

R1.06.26 解体工事請負契約締結（南星・上村・桜木特定建設工事共同企業体）

R2.03.16 解体工事完了

（7）ドコモモジャパンシンポジウム

ドコモモジャパンは、令和元年6月29日に「メタボリズム建築の過去・現在・未来」と題したシンポジウムを開催し、多数の建築専門家が参集し、主催者が、「今回の専門家による旧市民会館の保存活動の拙さを反省するとともに、今後は、専門家と市民（の建築物に対する思い）の両方の視点から、建築物の保全はなされるべき」との総括がなされた。

R1.06.29 docomomo 2020TOKYO プレイベント

R1.12.06 docomomo 近現代建築の保存と継承

（8）解体工事差し止め仮処分申立

「都城市民会館世界遺産をめざす市民の会」が、旧市民会館の解体工事差し止めの仮処分申立があったことに伴い、宮崎地方裁判所都城支部から都城市は審尋を受けた。都城市としては、これまでの経緯や見解等を述べ、同支部の判断により申立は却下される決定が行われた。

申立人は、旧市民会館が解体されることにより、憲法第25条1項によって保障される申立人の文化

権が侵害されると主張したが、何をもって文化的な環境といえるかは、個人にとってその評価や認識は異なり、多分に相対的かつ不確定であることからして、申立人が主張する文化権の内容は曖昧であるなどと判断された。

R1.07.12 宮崎地方裁判所都城支部による審尋

R1.07.19 解体工事差し止め仮処分申立却下

（9）旧市民会館の3Dデータ化の取組支援

旧市民会館を3Dスキャンで記録に残すプロジェクトに民間企業のgluon（グルーオン）が取り組んでいる。資金はクラウドファンディングで調達し、目標金額を達成した。都城市は、建築物の記録保存の新しい形として期待されることから、取組に賛同し撮影等の支援を行った。

R1.07.02・03 （株）gluonによる旧市民会館撮影

（10）日本イコモス国内委員会から文化庁への要請

日本イコモス国内委員会は、近現代に建てられた全国各地の名建築について実態把握を進め、保護を強化するよう文化庁に文書で要請された。

文書には「自治体の財政状況が厳しさを増す中、公共施設である建築物は、老朽化などの理由で取り壊さざるを得ない事例が少なくない」と指摘されている。さらに、文化財に未指定の建築物も含めて実態を調査した上で、保存と活用に向けて、自治体への財政支援を行うよう求めた。

R1.08.20 日本イコモス国内委員会から文化庁への要請

（11）都城市民会館展の開催

日本建築学会建築歴史・意匠委員会「都城市民会館調査記録WG」は、展覧会「アーカイブズにみる菊竹清訓 | 都城市民会館展」を建築会館（於東京田町）にて開催した。展示資料として、2018年4月発足の「都城市民会館再生活用計画検討特別委員会」の活動を引き継ぐ形で行ってきた次の調査の成果の一部を展覧に供した。①当時菊竹清訓建築設計事務所で都城市民会館の設計を担当した遠藤勝勸氏のオーラル・ヒストリーの制作、②原図を含む当時の資料調査、③地元建築士の協力を含む実測調査、④フォトグラメトリ等による簡易3Dデータの作成、⑤ド

はじめに

緒言

調査概要

調査結果

市民会館の活用実績と閉館後の保存活用の検討経緯

資料編

はじめに	ローンによる航空写真を含む解体経過の撮影記録、⑥旧市民会館の模型制作、⑦解体部材の保存活動、⑧ 1/50 模型製作の監修、⑨映像記録の制作、⑩メモリアル記念誌『菊竹清訓 都城市民会館 (MODERN MOVEMENT)』の発行、⑪ VR 空間の制作。特に、
緒言	模型は 1970 年当時を忠実に再現したもので、遠藤氏のオーラル・ヒストリーや原図を含む当時の資料調査を元に新たに製作が行われた。2020 年 2 月末には都城市に模型の納品が完了し、現在は都城市総合文化ホールにて常設で展示されている。遠藤氏の発案で都城市に納品前に急遽都内でお披露目をする企画が決定、都城市に快諾をいただき展覧会の開催に至った。模型の他、原図や現在と当時の写真、菊竹氏のスケッチ、オーラル・ヒストリーの映像、解体部材（ブレースとジョイント、換気窓）、竣工当時のホール座席、VR 映像を含むアーカイブズ資料が展示された。開催にあたって、都城市、情報建築（元菊竹清訓建築設計事務所）、菊竹清訓氏ご親族、日本イコモス、株式会社植野石膏模型製作所、一般社団法人神山アーカイブレコードに協力をいただいた。
調査概要	R2.02.17～19 都城市民会館展（日本建築学会建築歴史・意匠委員会主催）
調査結果	
市民会館の活用実績と閉館後の保存活用の検討経緯	
資料編	

はじめに

緒言

調査概要

調査結果

市民会館の活用実績と閉館後の保存活用の検討経緯

資料編

はじめに

旧《都城市民会館》調査報告書

都城市からの依頼に基づき、旧都城市民会館の解体にともなう調査及び記録を実施し報告書を作成を行った。旧都城市民会館に関するそれらの学術的な記録と映像を後世に伝えることを目的としている。2018年度に活動した都城市民会館再生活用計画検討特別委員会の活動及び報告書を含め、解体に至った経緯を克明に記録する。

I 緒言

令和2年12月

II 調査概要

作成：一般社団法人 日本建築学会 建築歴史・意匠委員会都城市民会館調査記録WG

監修：一般社団法人 日本イコモス国内委員会

III 調査結果

© 都城市

本書の複製・複写・無断転載を禁じます

IV 市民会館の活用実績と閉館後の保存活用の検討経緯

V 資料編

日本建築学会都城市民会館調査記録WG 編集でメモリアル記念誌として『菊竹清訓 | 都城市民会館』（発行年：2019年12月25日 / 発行者：株式会社建築資料研究社）を発行している。原図資料ならびに写真資料が掲載されているので本報告書と併せて閲覧していただきたい。